

岡山市立七区小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止に向けての基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの子どもにも、どの学校にでも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係である児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸ばし、自己肯定感を高めることができるよういじめのない学校づくりに全力で取り組まなければならない。このためには、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し心の通う豊かな人間関係を作ることができるような素地を養わなければならない。

本校では、特に配慮を要する児童については、授業づくり、人間関係づくりを推進していく。また、家庭、地域社会、関係諸機関との連携を密にし、いじめの早期発見に取り組み、いじめがある場合には、適切かつ迅速にこれに対処することができるよう、いじめ防止基本方針を定める。

3 いじめ未然防止の取り組み

いじめは、どの子どもにも起きうることを踏まえ、すべての児童を対象とした未然防止の取り組みが重要であり、最も合理的で有効な対策である。また児童が安心・安全に学校生活を送り、自己肯定感を育み、よりよい人間関係を構築する素地を養うことができるよう、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) 望ましい人間関係・自己肯定感の育成

(子どもとのかかわり)

- ・子どもとの積極的なコミュニケーション、日記指導、クラス遊び等の普段の関わりや、教育相談等を通して教師と子ども・子どもと子どもの信頼関係の育成に努める。

(授業づくり)

- ・課題解決の指導の過程で一人ひとりの考えを大切にしたり、友だちと相談したりする場面を大切にす。

(異学年交流)

- ・登校班活動・たてわり班活動では、子ども達が協力して自主的に取り組む集団活動を実践し自

己肯定感や自己有用感を育てる。

(学校行事)

- ・運動会、仲間づくり集会、音楽発表会等の学校行事では、ねらいや目的を明確にし、一人一人がめあてをもち、よさを生かしながら、仲間と協力して活動し、達成感を感じることができるようにする。

(学級活動)

- ・学級活動においては、学校目標を意識した学級経営目標を設定し、子どもがめあてをもって主体的に学級行事にかかわることにより、子どもが学級での存在意義、自己有用感を高めることができるようにする。

(地域交流)

- ・ナスや玉ねぎの収穫体験、干拓の歴史学習、米作り等の体験学習や地域学習では、さまざまな立場の人とのつながりの楽しさや喜びを感じることができるようにし、人間関係づくりにつなげ、地域を愛する心を育てる。

(2) 基本的生活習慣の育成

- ・学習規律（一分前着席、ノートの書き方、話の聞き方、正しい姿勢、話形など）の徹底をする。
- ・生活規律（七区小ルールブックに記載）を意識して守ることができるよう指導する。
- ・「はきものがそろうと心がそろう」「話は目と耳と心で聞く」「チャイムの合図を守る」などの中学校区での取り組みの徹底をする。
- ・「せいかつ振り返りカード」の取り組みを通して家庭地域との連携を取りながら、基本的生活習慣が身につくようにする。

(3) 希望や目標をもって生きる態度の育成

- ・道徳の時間などにおいて、自己への気づきや自己決定を促す材料・資料を教材に用いて、自分が理想とする姿や夢、希望、目標をもって生活することができるようにする。
- ・教育相談、人権週間などの機会をとらえて、心の健康を推進し、健全な人間関係を構築できるようにする。

(4) 道徳教育の充実

- ・いじめ解消に向けた重点目標を設定した年間計画に基づいた授業を行う。
- ・児童がいじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することができるような授業づくりを行うことで、いじめをぜったいに許さないという気風を育てる。
- ・道徳の授業で考えたり、学んだりした価値を実践に生かすことができるよう特別活動等との関連をはかることで、身に付けた道徳的価値を実践につなげることができるようにする。
- ・美しいものに素直に感動できる心は友だちや仲間を思いやる心へつながると考え、農業体験、歴史学習、ミニボランティアなどの体験活動と道徳を関連づけ充実を図る。

(5) 発達障害を含む障害のある児童が関わるいじめについて

- ・年度初めには、すべての学級において、支援担任が中心となり特別支援にかかわる話や友だち理解に関わる話をして、学級づくりの意識を高めることができるようにする。
- ・教職員が個々の児童の特性について正しく理解したり、共通理解をしたりする研修を年2回以上は行う。
- ・児童の個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成、活用し情報共有を行うなど当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・学級の中で一人一人に活躍の場を与えたり、よさを認め合ったりするような学級づくりを意識することでみんな違ってみんないいという「十人十色」の意識をもち、自己肯定感や自己有用感を感じることができるようになる。
- ・掲示物の配置、分かりやすい発問、板書などユニバーサルデザインの視点を取り入れた教室経営、授業づくりを行い、どの子どもにとっても楽しく・分かりやすい授業を進めることで、子どもが自己肯定感をもち、友達からも認められるようにする。

(6) 以下の配慮が必要な児童については、正しい理解を行うとともに、児童や保護者の思いに寄り添いながら、丁寧な対応に努める。

- ・海外から帰国した児童や外国人の児童
- ・保護者が国際結婚である児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

4 早期発見

いじめを早期発見するには、児童の些細な変化に気づき、気づいた情報を正確、確実に共有し、速やかに対応することが重要である。見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、けんかやふざけあいであってもいじめに該当するか否かを判断する。そのために以下の事項に重点的に取り組む。

(1) 保護者や地域との連携

- ・家庭訪問、個人懇談、教育相談などを通して保護者との信頼関係を築き、円滑な連携を図る。
- ・登下校指導の時などに地域の方から通学時の様子や放課後の様子などを聞き、いじめに関わる情報を共有する。

(2) 教職員による観察や情報交換

- ・全職員で子どもを見守り、休み時間や放課後の様子について、児童に目を配り気になる言動を発見した時には担任などに情報を迅速に伝える。
- ・終礼の時間や、生徒指導委員会及び全体会などの時に、気になる児童について情報を共有する。
- ・Q U、生活アンケート、アセス、日記などを通して、交友関係や悩みなどを日ごろから把握す

る。気になる児童には声をかけ様子を聞き情報を得るようにする。

- ・Hyper-QUなどの検査を行い、学級集団の背景、学級経営の成果と課題について明確にして、校内研修で共通理解を図り、支援の手だてや解決策を話し合う。
- ・法第23条第1項に基づき、学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

(3) 相談体制の整備

- ・生徒指導全体会、生徒指導委員会や終礼などでクラスの課題等が把握できるようにし、問題発生に素早くケース会等を開くなどすぐに連携できるようにする。
- ・毎月「生活アンケート」を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめの早期発見につなげいじめのない学校づくりを目指す。
- ・教育相談を年2回設け、児童に寄り添い、悩みや困っていることなどを把握し、解決に向けての取り組みを行う。
- ・スクールカウンセラーにも、児童・保護者が、気軽に悩みを相談することができるようにする。
- ・必要に応じて保護者に対しても教育相談を行う。

(4) SNSを含むネットの利用実態の把握と指導

- ・児童の SNS を含むネットの利用実態やその中での人間関係を積極的に把握し、ネチケットを含めた情報教育を推進する。

5 いじめに対する措置

いじめの疑いのあるような行為が発見された場合には、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害者児童のケア、加害者の指導など問題の解消まで行う。

- (1) いじめの通報を受けた時や、いじめを受けていると思われる時には、速やかにいじめの有無を調査確認し、その結果を校長に報告する。
- (2) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、いじめが許されない行為であることを伝え、いじめられた児童の心情に寄り添って指導する。
- (3) いじめの再発を防止するため、保護者に事実を隠すことなく迅速に伝え、協力して対応する体制を整える。またいじめを受けた児童・保護者への支援やいじめを行った児童への指導または保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができる居場所を確保できるよう、弾力的な措置も含めて環境の確保を図る。
- (5) いじめを見ていた児童に対しては、いじめが許されない行為であることを伝え、保護者や教職員にすぐに知らせよう指導する。
- (6) いじめた児童が行為の悪質性を理解し、指導後も健全な人間関係を育むことができるよう必要に応じて外部の専門家の協力を得ながら成長を促す指導を行う。

- (7) いじめが重大事態として取り扱われるべきと認められる場合には、第一報を岡山市教育委員会に入れ、市教委と連携を図りながら、対応に努める。
- (8) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は警察署と連携して対処し、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある時には直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (9) いじめの問題やこの問題への取り組みについてPTAや地域の関係団体との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。
- (10) いじめの解消は、いじめに係る行為がやんでいること、被害者が心身の苦痛を感じていないことの二つの要件を満たしていることとし、被害者本人やその保護者に対し心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- (11) いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- (12) いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、いじめの被害児童については日常的に注意深く観察する。
- (13) いじめが発生した段階から、解消に至るまでの把握した事実・指導の内容・保護者・外部機関との連携についてなどすべて記録に残す。

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめの防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取り組みの実施、状況の認識、定期的検証を行う。いじめ防止対策委員会の趣旨、目的、組織などについては「いじめ防止対策委員会設置要綱」に記す。

- (1) 生徒指導・いじめ防止対策委員会
月一回、問題傾向を有する児童の現状や指導、いじめなどの情報を交換し合い、共通理解をはかり、有効な対応などについて話し合う。
- (2) 臨時いじめ対策委員会
緊急ないじめ問題が発生した場合には、「緊急いじめ対策委員会」を開催し、迅速な対応を行う。校長の指示により支援体制をつくり対処する。
- (3) 必要に応じて教育委員会学校問題対策室、スクールカウンセラー子ども相談主事スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家、関係機関と連携し対応する。
- (4) 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価を次年度に生かす。
- (5) 校内研修
 - ・すべての教職員の共通理解を図るために、年に一回以上いじめを始めとする生徒指導上の諸問題にすることをテーマとした校内研修を行う。
 - ・年度初めに「いじめ防止対策方針」について全教職員で共通理解できる研修を行う。